



緑豊かなひょうたん池

## 狛江弁財天池特別緑地保全地区の「駅前の緑と泉」展

### および特別緑地保全地区の臨時開放

狛江駅北口に広がる「狛江弁財天池特別緑地保全地区」は、減少し続ける貴重な緑地を後世に残したいという市民と市の強い願いから、昭和62年8月に東京都によって指定されました。緑地保全地区は、泉龍寺境内と市の管理区域を合わせ全体で2・1ヘクタールの面積があり、平成11年から13年まで市民協働で整備を行い、14年から開放を始めました。「狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会」が市と協定を結び、管理区域内の清掃、草刈り、一般開放等を行っています。また、市民の会の会員69人は、水、植物、竹林の各分科会で随時勉強会を開き、管理に生かしています。緑地保全地区に指定されてから20年の節目を迎えることを踏まえ、「駅前の緑と泉」展および特別緑地保全地区の臨時開放を行います。ぜひ皆さんでお越しください。【問い合わせ】環境改善課

#### 緑地保全地区の理念

公園と緑地保全地区の違い、当緑地が目指す理念を示します。

#### 緑地保全地区の指定と整備の経過

緑地保全地区の指定を受けるまでの経過などを年表で表わします。また、市民の会が保全地区整備にかかわった活動の経過も併せて示します。

#### 緑地保全の全図と閉鎖区域

閉鎖区域の樹林がいかにかい多かを樹林マップで示します。

#### 竹林の管理

モウソウチクを管理育成している活動の内容を表や竹林マップなどで表わします。

#### 弁財天池の水の歴史

かつて、弁財天池の豊かな湧水は「清水川」の源流となり、

#### 「駅前の緑と泉」展

日時 6月11日(月)～17日(日)午前10時～午後6時  
会場 泉の森会館(狛江駅北口)

#### 特別緑地保全地区を臨時開放します

日時 6月15日(金)～17日(日) 午前10時～午後3時

#### 参加者募集



昨年のふるさと自然体験塾の様子

#### ふるさと自然体験塾

ふるさと自然体験塾を開催します。ぜひご参加ください。

【日程】8月17日(金)～19日(日)泊3日

【対象】市内在住の小学校4～6年生

【定員】30人

【内容】市と町の子どもたちが一緒になって野菜の収穫体験など町内でさまざまな自然体験を行います。宿泊は既存の宿泊施設ではなく、古民家などを利用します。

【参加費】5,000円(予定)

【申し込み・問い合わせ】6月15日(金)までに市民協働課へ。

#### ふるさと発見! ふるさと探検

#### 里の体験参加者募集

(オール東京62市区町村共同事業)

狛江市も参加し、都内全市区町村が共同実施する自然体験型の宿泊の事業です。

高尾山に登ったり、星を観察したりして、東京の自然を満喫し、自然の大切さを学びましょう。

【日程】7月21日(土)～23日(月)泊3日

【集合】JR・京王線高尾駅

【会場・宿泊先】夕やけ小やけふれあいの里(八王子市)

【内容】里山の探検とキャンプファイアー、高尾での樹木発見ラリーなど

【対象】都内在住の小学校4年生～中学校1年生

【定員】100人(多数抽選)

【参加費】4,000円

【申し込み】6月24日(日)(必着)

までに、往復はがきに郵便番号・住所・電話番号・参加希望者名(学年・性別)・保護者名・代表者名(グループで参加の場合)を記入の上、〒170-8691豊島郵便局私書箱57号「みどり体験交流事業(里の体験八王子市)」係へ。

※抽選結果は、締め切りの2～3日後に通知します。

【問い合わせ】みどり体験交流事業事務局 ☎(5949)1356(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～午後7時

## 補助金等の 見直し状況

ましたのでお知らせします。

### ■見直し状況（概要）

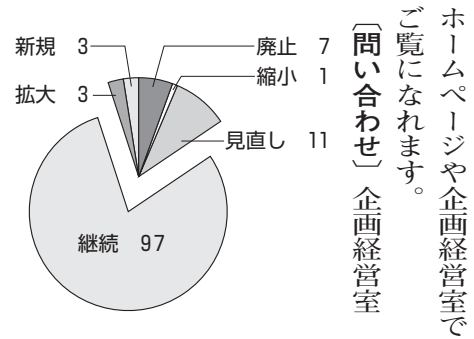
委員会の答申で「廃止」と評価された3件は、すべて「廃止」しました。

「見直し」と評価された50件については、「廃止」したものが2件、「見直し」したものが10件ありますが、38件は「継続」しています。また、3件の補助金を創設しましたので、平成19年度に予算計上している補助金等は109件となります。

今回、平成19年度予算における市の見直し状況をまとめ

### ■委員会答申と平成19年度の市の対応比較

| 委員会答申      |    | 市の対応 |     |
|------------|----|------|-----|
| 項目         | 件数 | 件数   | 項目  |
| 廃 止        | 3  | 3    | 廃 止 |
| 見直し        | 50 | 2    | 廃 止 |
|            |    | 10   | 見直し |
|            |    | 38   | 継 続 |
| 継 続        | 51 | 1    | 廃 止 |
|            |    | 1    | 見直し |
|            |    | 1    | 縮 小 |
|            |    | 46   | 継 続 |
|            |    | 2    | 拡 大 |
| 評 価<br>対象外 | 15 | 1    | 廃 止 |
|            |    | 13   | 継 続 |
|            |    | 1    | 拡 大 |
|            |    | 3    | 新 規 |



## 行政相談委員は、身近な相談相手です

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、解決や実現の促進に努めます。

4月1日付けで、河西洋子さんが引き続き委員として委嘱され、5月1日付けで新任に栗山正生さんが委嘱されました。

任期は、平成21年3月31日までの2年間です。

【相談日時】毎月第3金曜日午後1時～4時

【会場】2階市民相談室  
※秘密は厳守されます。



栗山正生さん  
☎(3480) 8966  
【問い合わせ】産業生活課



河西洋子さん  
☎(3489) 2024

## 「広報こまえ」に広告 を掲載しませんか

広報こまえは発行部数約3万3,000部で、新聞折り込みや公共施設等で皆さんにお届けしています。

広報こまえ10月15日発行分からの広告枠が若干空いています。ぜひ、会社やお店のPRにご活用ください。

※詳しくは、お問い合わせください。市ホームページからもご覧になれます。

【申し込み】広報こまえの  
広告取扱店のくろすといく  
☎042(485) 1009へ。

【問い合わせ】情報課

## 行政けいごばん

### 6月の日曜窓口

【日時】24日(日)午前9時～午後1時

【開設窓口】市民課・課税課・収納課・保険年金課

※取扱業務や必要書類等は、事前に担当課にご確認ください。

【問い合わせ】企画経営室

【対象となる住宅】65歳以上の方・要介護認定または要支援認定を受けている方・障がい者が居住している住宅で、4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の改修工事が完了したものの（ただし、賃貸用住宅は除く）。

【対象となる工事】廊下の拡幅・階段の勾配の緩和・浴室の改良・便所の改良・手すりの取り付け・床の段差の解消・引き戸への取り替え・床表面の滑り止め化の工事

※補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの

【減額内容】改修後3カ月以内に申告した場合に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1が減額されます（100㎡限度）。

【問い合わせ】課税課

【市・都民税の納税通知書を送付します】

平成19年度市・都民税の納税通知書（普通徴収）を6月4日（月）に送付する予定です。

平成19年度から住民税（市・都民税）が大きく変わります。

### ▽定率減税が廃止されます

平成11年度から導入されてきた住民税の定率減税が、廃止されることにより、住民税の税額が増となります。

### ▽税源移譲が行われます

ほとんどの方は、1月から所得税が減り、6月から住民税が増えることとなります。

税源移譲では、所得税と住民税を合わせた負担額は変わらないようになっています。

▽老年者の非課税措置の経過措置が縮減されます

昭和15年1月2日以前に生まれた方で前年の所得が125万円以下の方は、平成18年度は税額の3分の2を減額しましたが、平成19年度は税額の3分の1の減額となりますので、税額は大きく増となります。

▽税源移譲に伴い、税率が一律10%に変わります

課税所得額により3段階あった税率が、平成19年度から一律10%になりましたので、ほとんどの方は住民税が増えます。

【問い合わせ】課税課

【募集案内の配布期間】6月4日（月）～13日（水）（土・日曜日は除く）

【配布場所】産業生活課、都庁、区・市役所、町村役場、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センター

※9日（土）・10日（日）は、午前9時から午後5時まで都庁第一

【第9回東京都施行型都民住宅の入居者募集】

【募集案内の配布期間】6月4日（月）～13日（水）（土・日曜日は除く）

【配布場所】産業生活課、都庁、区・市役所、町村役場、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センター

※9日（土）・10日（日）は、午前9時から午後5時まで都庁第一

庁舎1階（東京観光情報センター）および東京都住宅供給公社募集センターで配布します。

また、4日（月）午前9時から13日（水）午後6時まで、東京都住宅供給公社ホームページ（<http://www.to-kousya.or.jp/>）からもダウンロードできます。

【募集戸数】あき家60戸（家族向けのみ）

【申し込み】18日（月）までに東京都住宅供給公社募集センターへ郵送してください（必着）。

※所得基準が都営住宅と異なりますので、ご注意ください。

【問い合わせ】産業生活課または東京都住宅供給公社募集センター ☎(3498) 8894（土・日曜日、祝日を除く）

児童手当・児童育成手当の現況届を提出してください

児童手当・児童育成手当を受給している方は、手当の支給要件確認のために、毎年6月に現況届を提出していただきます。

現況届の用紙は、6月上旬に発送予定です。

なお、現況届を期限までに提出しないと、手当の支給が遅れたり、停止する場合があります。6月分からの手当に対する所得（平成18年中）限度額は別表のとおりです。

【受付期間】6月11日（月）～22日（金）（土・日曜日を除く）※24日（日）も午前9時から午後1時まで受け付けます。

※児童手当・児童育成手当受給者への6月期（2～5月分）支給日は、6月8日（金）から13日（水）の間を予定しています。

### ■児童手当・児童育成手当所得限度額表

| 扶養親族等の数         | 児童手当   | 児童手当特例給付<br>(厚生年金に加入の方) | 児童育成手当     |
|-----------------|--------|-------------------------|------------|
| 0人              | 468万円  | 540万円                   | 368万4,000円 |
| 1人              | 506万円  | 578万円                   | 406万4,000円 |
| 2人              | 544万円  | 616万円                   | 444万4,000円 |
| 3人以上<br>1人増すごとに | 38万円加算 |                         |            |

※一律控除8万円加算済み。ほかに医療費控除等各控除あり。

老齢厚生年金の受給を66歳以降に繰り下げると年金が増額されます

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受け取らずに、66歳以降に支給の繰り下げの申し出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。

なお、老齢基礎年金は、従来から繰り下げ支給の制度があります。

老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとする方は、所定の請求書を社会保険事務所へ提出してください。

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042(361) 1011

## 市長議員が 議会委員 査決まりました 市副監

市議会第 1 回臨時会が 5 月 15 日（火）に開催され、議長・副議長の選挙と議会選出の監査委員の選任が行われ、次のとおり決まりました（敬称略）。



市長コラム 118



今月から住民税率が変わり、ほとんどの方の納税額が増大します。国が地方への交付金等を削った代わりに、国の財源を地方自治体に移すことになり、国税である所得税率を下げた分、住民税率を引き上げたからです。ですからこの 2 つの税負担総額は従来と変わりませんが、併せて定率減税を今年国が全廃したため、給与収入 500 万



**議長 高橋清治（56 歳）**  
平成 11 年 4 月に初当選以来連続 3 期、この間、決算特別委員会委員長、議会運営委員会委員長などを歴任されました。



**副議長 田辺良彦（42 歳）**  
平成 11 年 4 月に初当選以来連続 3 期、この間、予算特別委員会委員長、社会常任委員会委員長などを歴任されました。

**監査委員 道下勇（60 歳）**  
昭和 54 年 4 月に初当選以来連続 8 期、この間、第 28 代副議長、社会常任委員会委員長、監査委員などを歴任されました。

### 住民税の話、あれこれ

円・家族 4 人の標準世帯で年 1 万 7,600 円の増税となり、これは生活を直撃しそうです。今「ふるさと納税」構想が浮上しています。市民が納める住民税のうち、一部を自分の故郷に納められるというものです。都会と地方の財政格差を補い、故郷に貢献できるとの説明ですが、これには異議があります。地方の市町村は、ふるさと納税で収入が増える分、今の制度では交付税が削られるため、総収入が増えるとは限らないからです。地方交付税は、国が所得

70 歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の全額または一部が支給停止となる場合があります。

70 歳以上の方も、厚生年金保険の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が 48 万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。ただし、厚生年金保険の被保険者となりませんので、保険料の負担はありません。

なお、昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの方は、対象となりません。

厚生年金保険の適用事業所の事業主は、70 歳以上の従業員に係る雇用、退職または賃金等に関する届書を、社会保険事務所へご提出ください。

※本人からの手続きは不要です。

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎ 042（361）1011

インターネットでの年金個人情報提供サービスをご利用ください

社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）では、24 時間いつでも、ご自身の年金個人情報を確認することができ、年金個人情報提供サービスを行っています。

年金個人情報提供サービスを利用するには、あらかじめユーザ ID・パスワードの申し込みが必要です（申し込みから発行までに 2 週間程度かかりま

年金個人情報提供サービスでは、今までの年金加入期間の公的年金制度の加入履歴、国民年金の保険料納付状況、厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額を確認することができま

なお、老齢年金を受けている方や共済組合の組合員の方は利用できませんので、ご了承ください。

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎ 042（361）1011

外国人の方も国民年金に加入が必要です

国民年金は、日本に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の方が加入する制度です。外国人の方でも国民年金に加入しなければなりません。

国民年金に加入して、受給要件を満たせば老齢基礎年金はもちろ

ろ、万が一、病気やけがによって障がいが残った場合には障害基礎年金、不幸にも亡くなられた場合には、その妻や子に遺族基礎年金が支給されます。

また、短期間で帰国し受給要件を満たしていない場合、保険料の支払い期間が 6 カ月以上あれば、帰国してから 2 年の間に請求すると脱退一時金が支給されます。

加入の手続きは、保険年金課で行います。ただし、次の方は

▽厚生年金保険に加入の方

▽厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者

▽日本と社会保障協定が結ばれている国の方で、日本の年金制

度の適用が免除されている方  
【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎ 042（361）1011

### 審議会等の公開

【第 2 回狛江市市民参加と市民協働に関する審議会】

【日時】6 月 11 日（月）午後 7 時から

【会場】4 階特別会議室

【問い合わせ】市民協働課

【テーマ型まちづくり協議会支援審査会】

【日時】6 月 3 日（日）午後 2 時から

【会場】狛江市役所小田急線高架下分室 103・104 会議室

【問い合わせ】計画課

【青少年委員の会議】  
【日時】6 月 12 日（火）午後 7 時から

【会場】501 会議室

【問い合わせ】社会教育課

【第 3 回体育指導委員会】  
【日時】6 月 13 日（水）午後 7 時から

【会場】市民総合体育館

【問い合わせ】体育課

訂正  
5 月 15 日号に掲載の 5 月 1 日現在人口と世帯数に一部誤りがありました。

【人口 男 前月比】  
誤 36 減  
正 36 増

【問い合わせ】情報課

### 市長と語る会

「狛江の教育」をテーマに、日ごろ皆さんが感じているご意見や市への要望などを、市長や教育長が直接伺いお答えし、今後の市政運営の参考にします。地域ごとに日時・会場を設定しますが、都合のつかない方は、どの会場に出席されても結構です。

また、今回地域が指定され

ていない方も参加できます。

▽和泉本町 1 丁目、東和泉 1・2 丁目、元和泉 1・3 丁目、中和泉 1 丁目、岩戸北 1・4 丁目にお住まいの方

【日時】6 月 29 日（金）午後 7 時から 9 時

【会場】中央公民館

▽和泉本町 2 丁目、東野川 1・4 丁目、西野川 1・4 丁目にお住まいの方

【日時】6 月 30 日（土）午前 10 時から 正午

【会場】谷戸橋地区センター

【問い合わせ】秘書広報課



実施計画編

■一般事業経費運用計画（一般会計）

▽当初計画

単位：百万円

| 項 目           | 17年度   |        |       | 18年度   |        |       | 19年度   |        |       | 20年度   |        |       | 21年度   |        |       |
|---------------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
|               |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |
| 行 政 運 営 経 費   | 14,167 | 12,738 | 1,429 | 14,251 | 12,872 | 1,379 | 14,208 | 12,828 | 1,380 | 14,375 | 12,995 | 1,380 | 14,001 | 12,621 | 1,380 |
| 第 4 次基本計画事業経費 | 3,940  | 1,695  | 2,245 | 4,807  | 1,761  | 3,046 | 3,200  | 1,771  | 1,429 | 3,728  | 1,884  | 1,844 | 4,002  | 1,916  | 2,086 |
| 義務的又は経常的事業経費  | 3,169  | 1,086  | 2,083 | 3,320  | 1,135  | 2,185 | 3,200  | 1,100  | 2,100 | 3,200  | 1,100  | 2,100 | 3,200  | 1,100  | 2,100 |
| 合 計           | 21,276 | 15,519 | 5,757 | 22,378 | 15,768 | 6,610 | 20,608 | 15,699 | 4,909 | 21,303 | 15,979 | 5,324 | 21,203 | 15,637 | 5,566 |

▽平成19年度修正版

単位：百万円

| 項 目           | 17年度   |        |       | 18年度   |        |       | 19年度   |        |       | 20年度   |        |       | 21年度   |        |       |
|---------------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
|               |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |        | 一般財源   | 特定財源  |
| 行 政 運 営 経 費   | 14,167 | 12,738 | 1,429 | 14,251 | 12,872 | 1,379 | 14,174 | 12,780 | 1,394 | 14,405 | 12,986 | 1,419 | 14,065 | 12,669 | 1,396 |
| 第 4 次基本計画事業経費 | 3,940  | 1,695  | 2,245 | 4,807  | 1,761  | 3,046 | 3,730  | 1,786  | 1,944 | 3,932  | 1,807  | 2,125 | 4,587  | 1,902  | 2,685 |
| 義務的又は経常的事業経費  | 3,169  | 1,086  | 2,083 | 3,320  | 1,135  | 2,185 | 3,257  | 1,044  | 2,213 | 3,271  | 1,048  | 2,223 | 3,271  | 1,048  | 2,223 |
| 合 計           | 21,276 | 15,519 | 5,757 | 22,378 | 15,768 | 6,610 | 21,161 | 15,610 | 5,551 | 21,608 | 15,841 | 5,767 | 21,923 | 15,619 | 6,304 |

※「行政運営経費」は、職員人件費など行政運営上必要不可欠な基本的経費とします。□部分は、原則、平成18年度ベース（行財政基盤確立のための緊急行動計画の効果を反映）として、現時点での推計値を計上しています。

※「第4次基本計画経費」は、基本計画に基づき実施される事業経費とします。実質的には、実施計画にかかる経費です。

※「義務的又は経常的事業経費」は、市民福祉の向上のために法令等に基づき義務的または経常的に実施されている事業の経費です。

第3次行財政改革推進計画編

■一般財源における財政フレーム

▽当初計画

単位：百万円

| 年 度         |             | 17     | 18     | 19     | 20     | 21     |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 現 状         | 歳 入         | 15,459 | 15,638 | 15,636 | 15,662 | 15,662 |
|             | 歳 出         | 16,961 | 17,359 | 17,412 | 17,636 | 17,525 |
|             | 収 支         | △1,502 | △1,721 | △1,776 | △1,974 | △1,863 |
| 行財政改革       | 組織のスリム化     | △223   | △259   | △418   | △408   | △576   |
|             | 事業のスリム化     | △225   | △205   | △208   | △206   | △206   |
|             | 収支均衡型財政への転換 | △427   | △556   | △550   | △550   | △550   |
|             | 効 果 額 計     | △875   | △1,020 | △1,176 | △1,164 | △1,332 |
| 資金手当の活用     |             | 627    | 701    | 600    | 810    | 600    |
| 計 画 後 の 収 支 |             | 0      | 0      | 0      | 0      | 69     |

▽平成19年度修正版

単位：百万円

| 年 度         |             | 17     | 18     | 19     | 20     | 21     |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 現 状         | 歳 入         | 15,459 | 15,638 | 15,354 | 15,654 | 15,664 |
|             | 歳 出         | 16,961 | 17,359 | 17,424 | 17,644 | 17,597 |
|             | 収 支         | △1,502 | △1,721 | △2,070 | △1,990 | △1,933 |
| 行財政改革       | 組織のスリム化     | △223   | △259   | △479   | △495   | △615   |
|             | 事業のスリム化     | △224   | △205   | △210   | △199   | △209   |
|             | 収支均衡型財政への転換 | △428   | △556   | △579   | △586   | △586   |
|             | 効 果 額 計     | △875   | △1,020 | △1,268 | △1,280 | △1,410 |
| 資金手当の活用     |             | 627    | 701    | 802    | 710    | 600    |
| 計 画 後 の 収 支 |             | 0      | 0      | 0      | 0      | 77     |

公の施設の管理運営方針編

▽当初計画

| 種 別            | 検証結果 | 非直営の場合 |      |
|----------------|------|--------|------|
|                |      | 管理運営形態 | 選定方法 |
| 地域センター         | 直 営  |        |      |
| 地区センター         | 直 営  |        |      |
| 公営住宅           | 直 営  |        |      |
| 保健及び福祉施設（複合施設） | 直 営  |        |      |
| 保育園            | 検討中  |        |      |
| 学童保育所          | 検討中  |        |      |
| 児童館            | 非直営  | 指定管理者  | 指 名  |
| 都市公園           | 直 営  |        |      |
| 児童遊園           | 直 営  |        |      |
| 下水施設           | 直 営  |        |      |
| 道路（市道）         | 直 営  |        |      |
| 駐車場            | 直 営  |        |      |
| 小・中学校          | 直 営  |        |      |
| 市民プール          | 非直営  | 指定管理者  | 指 名  |
| 古民家園           | 非直営  | 指定管理者  | 指 名  |
| 体育施設           | 非直営  | 指定管理者  | 公 募  |
| 公民館            | 直 営  |        |      |
| 図書館            | 直 営  |        |      |

▽平成19年度修正版

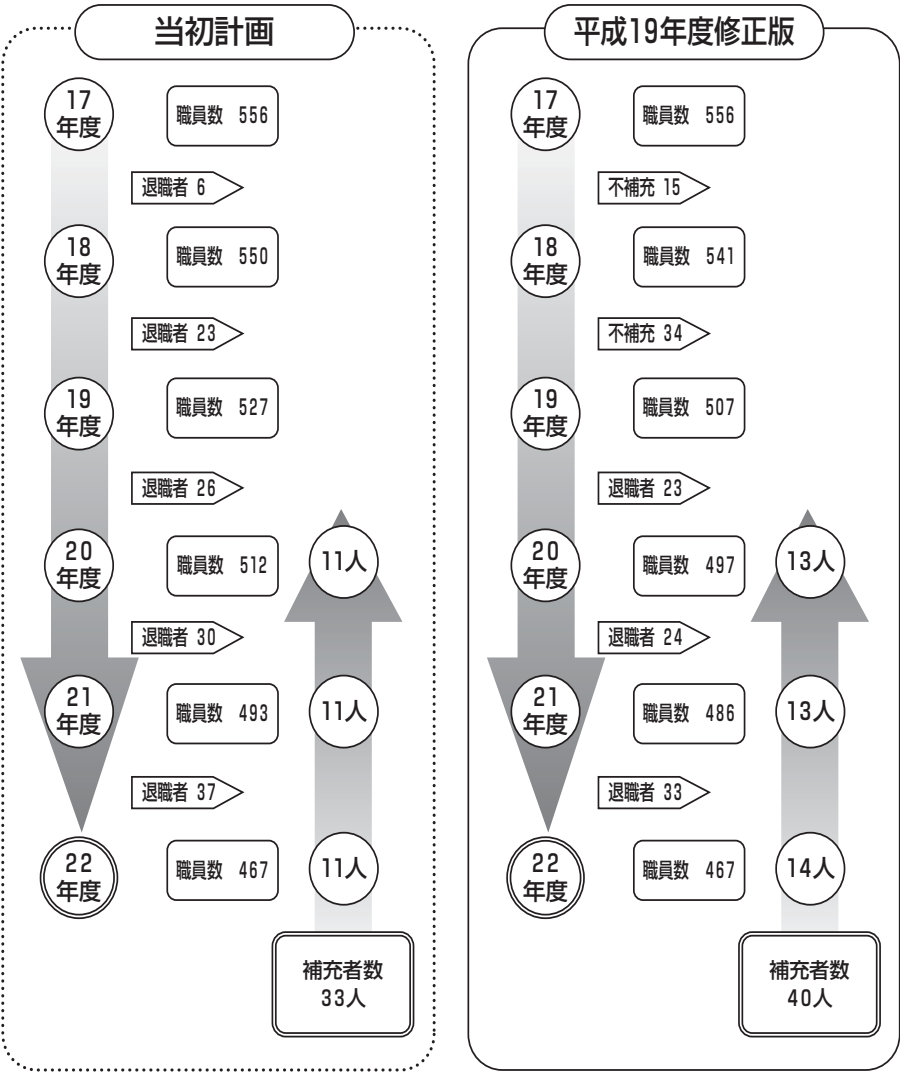
| 種 別            | 検証結果 | 非直営の場合 |      |
|----------------|------|--------|------|
|                |      | 管理運営形態 | 選定方法 |
| 地域センター         | 直 営  |        |      |
| 地区センター         | 直 営  |        |      |
| 公営住宅           | 直 営  |        |      |
| 保健及び福祉施設（複合施設） | 直 営  |        |      |
| 保育園            | 直 営  |        |      |
| 学童保育所          | 直 営  |        |      |
| 児童館            | 非直営  | 指定管理者  | 指 名  |
| 児童相談施設         | 非直営  | 指定管理者  | 指 名  |
| 都市公園           | 直 営  |        |      |
| 児童遊園           | 直 営  |        |      |
| 下水施設           | 直 営  |        |      |
| 道路（市道）         | 直 営  |        |      |
| 駐車場            | 直 営  |        |      |
| 小・中学校          | 直 営  |        |      |
| 市民プール          | 非直営  | 指定管理者  | 指 名  |
| 古民家園           | 非直営  | 指定管理者  | 指 名  |
| 体育施設           | 非直営  | 指定管理者  | 公 募  |
| 公民館            | 直 営  |        |      |
| 図書館            | 直 営  |        |      |

狛江市では、平成18年4月に  
行財政改革を推進する諸計画と  
実施計画を統合し、より予算と  
の整合性を図った行政運営計画  
付けました。

このアクションプランは「第  
3次行財政改革推進計画編」、  
「実施計画編」、「定員適正化計  
画編」、「公の施設の管理運営方  
針編」の4編から構成し、各年  
度の予算と連動を図り、市民福  
祉の向上に配慮しながら、行財  
政改革を積極的に推進できる計  
画とするため、事務事業評価や  
市民の意見などを通じて、毎年  
度見直しを行うこととしていま  
す。

今回、平成19年度の修正を行  
いましたのでお知らせします。  
詳細は、市ホームページでご  
「問い合わせ」企画経営室

定員適正化計画編



狛江市アクションプランに関する意見募集の検討結果がまとまりました

アクシヨンプランの見直しに際して市民の方のご意見等を参考にさせていただくため、平成18年6月に実施しました意見募集について、今回の見直しにあたり下表のとおり検討しましたので、お知らせします。

アクションプラン修  
正版に対する意見を  
募集します

「狛江市アクシヨンプラン平成19年度修正版」に対するご意見を募集します。内容に関する意見、課題、問題点等がありましたら、左記の要領で提出してください。

〔提出できる方〕

▽市内に住所を有する方

▽市内に事務所または事業所を有する方

▽市内の事務所または事業所に勤務する方

▽市内の学校に在学する方

〔提出方法〕  
6月29日(金)までに、

窓口へ持参、郵送、FAX（3430）6870または市ホームページから専用フォームで企画経営室へ（書式自由）。

宮室へ（書式自由）。

※住所・氏名は必ず記入してください（在住者以外の方は事務所等の住所および名称も記入してください）。

提出された意見等および検討結果は広報等で公表するものとし、提出者への直接の回答は行いません。

〔問い合わせ〕 企画経営室

|                            | ご 意 見                                                                                            | 市 の 考 え                                                                                                          |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全 体                        | アクションプランの市民説明会を開いてほしい。                                                                           | 狛江市アクションプランは、平成18年 6 月 1 日号の広報でその概要を公表するとともに、その全編をホームページに掲載しています。また窓口においては、冊子として有償頒布を行い、広く市民の皆さんへの公表に努めているところです。 |
|                            | 見直しの際には、市民参加や庁内全体に納得されるものとすべき。                                                                   | 見直しにあたっては、市民の皆さんに公表し意見を聴くなど、市民参加の手法により行いたいと考えています。                                                               |
| 第 3 次 行 政 改 革<br>推 進 計 画 編 | 「緊急行動計画」の数値目標は、はっきり総括して公表すべき。                                                                    | 各年度ごとの進捗状況を取りまとめて、公表しています。また、平成18年度事務事業評価では、緊急行動計画事業の評価を行っています。                                                  |
|                            | この計画で、本当に収支均衡型財政へ転換できるのか。                                                                        | 第 3 次行財政改革推進計画編の一般財源における財政フレームで示しているとおり、達成できるものと考えています。                                                          |
|                            | 一般財源における財政フレームにある資金手当の活用とは、具体的にどうのことか。                                                           | 東京都市町村総合交付金並びに財政調整基金等からの繰り入れです。                                                                                  |
|                            | 赤字の起債をいつまで続けるつもりなのか。                                                                             | 臨時財政対策債は一般財源の政策的な削減に対応するための借入れで、地方自治体が標準的な事務を遂行するために必要な一般財源と考えています。しかし、借入金ですので財政状況を見ながら借入額の縮減に努めたいと考えています。       |
|                            | 予算の執行に際しては、歳出は予算の 1 ～ 5 % の減額を、歳入は 1 % 増額した数値を目標に取り組んで欲しい。                                       | 目標数値の設定はしませんが、今後も効率的な財政運営に取り組んでいきます。                                                                             |
|                            | 業務執行にあたっては、どんな業務にも「心」を入れて、「やる気」を持って望んで欲しい。アクションプランの実施に際し、一番必要なことは「やる気」である。                       | やる気のある職員の活力を重用するために、人材育成を中心とした人事制度に取り組んでいます。                                                                     |
| 実 施 計 画 編                  | 不登校児童・生徒への対応について基本計画策定市民会議の声が反映されていない。                                                           | 教育相談員の派遣増など体制整備を実施計画で明らかにしています。                                                                                  |
|                            | 緑の保全に樹林地の購入費を計上したことを評価する。緑の保全の中心的存在感のある樹林地の選定、維持管理への市民参加、市民への公開への配慮をお願いする。                       | 保存すべき緑地の選定にあたっては、市民の皆さんに伺いながら候補地の選定に努めていきます。                                                                     |
|                            | 和泉多摩川緑地の都立公園化について、これまで東京都にどのように要請したのか、今後どのように要請していくのかなど、具体的に計画し、市民に明示してほしい。                      | 都市計画法上の課題などを整理した上で東京都への依頼事項を整理し、目標とする都立公園化に向けて折衝を行っていきたいと考えています。なお、その経過は関係市民と情報を共有し連携を図ります。                      |
|                            | 和泉多摩川緑地は、市民待望の公園用地であり、全市を挙げて東京都へ早期実現に向けて働きかけるべき。                                                 | 同上                                                                                                               |
|                            | 和泉多摩川緑地整備にあたっては、防災・市民レクリエーション・運動・緑化推進・自然観察等の機能を備えた総合公園化をお願いしたい。                                  | 同上                                                                                                               |
|                            | 地震情報配信システムの提案                                                                                    | ご意見は、行政一般に対する提案として今後の参考にさせていただきます。                                                                               |
|                            | 「音楽の街一狛江」構想の実現への協力の提案                                                                            | 同上                                                                                                               |
|                            | 防犯活動への協力の提案                                                                                      | 同上                                                                                                               |
|                            | 学校教育支援活動での協力の提案                                                                                  | 同上                                                                                                               |
|                            | 環境意識高揚策の提案                                                                                       | 同上                                                                                                               |
| 定 員 適 正 化 計 画 編            | 公設公営の保育園の民営化を検討するにあたっては、本当に市民のためになるか等慎重な議論がなされるべき。                                               | 公の施設の管理運営方針編で、従来の「検討中」から「直営」と修正しました。                                                                             |
|                            | 保育士の削減を図り、コストダウンを図ろうとしているが、子育て一番のまちとしては、保育を必要とする子どもたちに必要なお金は何としても確保するという姿勢がほしい。                  | 次代を担う子どもたちに対する施策については、重点的に予算配分および事業実施を図っていくべき行政サービスの一つと考えています。                                                   |
|                            | 新組織体制の具体的な職員数について担当課に聞いても、根拠は知らないとの回答であり、職員の声を聞くことなく、庁内上層部の意見だけでまとめられたものではないか。                   | 現行事務量の把握、都内の類似団体等の職員数との比較や民間活力導入の推進に伴う職員配置の見直しなどを検討する中で設定しました。                                                   |
|                            | 組織構成については、さらに再編を進め、部・課の数を少なくすべき。                                                                 | 目指すべき組織として、現行の 9 部32課を 8 部29課とする組織構成案を提示していますが、引き続き、簡素で効率的な組織とするよう検討を進めていきます。                                    |
|                            | 業務ごとの定数を廃止し、部または、課ごとの定数ではどうか。                                                                    | 定員適正化計画において、「係制の廃止、スタッフ制の導入の検討」を盛り込みました。                                                                         |
|                            | 安全安心課は市民の方を向くべきで市民生活部の所属の方がいいのでは。                                                                | 安全安心課は総務部に配しています。地域の安全安心を確保するためには、庁内全体の連携が必要だと感じています。                                                            |
|                            | アクションプランからは、市の保育ビジョンを読み取ることができず、計画の方向性には、子どもを大切に思う姿勢が感じられない。                                     | 次代を担う子どもたちに対する施策については、重点的に予算配分および事業実施を図っていくべき行政サービスの一つと考えています。                                                   |
|                            | 児童福祉を含む自治体全体の収入が都や国の影響で削減されるならば、その都や国に対してもっと強く意見をすべきであり、本当に大切なことならば基金を募るなどして財源を作り出すことも視野にいれて欲しい。 | 市長会等を通じて、適宜要望していきます。                                                                                             |
| 公 の 施 設 の 管 理<br>運 営 方 針 編 | 指定管理者制度の推進については、導入先に福祉施設もあることから、制度の導入の経緯や目的を熟知したうえで、慎重に検討すべき。                                    | それぞれの施設の役割が最も効果的に発揮されるよう慎重に検討を重ねていきます。                                                                           |

火災による死者が急増!!

東京消防庁管内における火災による死者が昨年に比べて約20人増加しています。

1月1日から4月末日までの火災による死者（自損を除く）は61人で、過去10年間の同月に発生した死者数では最多となっています。また、火災による死者61人のうち、住宅火災による死者が59人で9割を占めています。

出火原因別に見ると、たばこ  
22人（高齢者9人）、暖房器具6  
人（高齢者6人）、暖房・調理器  
具を除く電気器具6人（高齢者  
4人）となっています。特に、  
4月に入ってから、出火原因  
のほとんどがたばこによるもの  
と推定されます。

火災を起こさないために次の  
対策を取りましょう。

▽住宅用火災警報器の設置  
▽寝たばこは絶対にしない、させない！  
▽高齢者などの寝具類は防炎品を使用する  
火災の早期発見には、住宅用火災警報器が大変有効です。あなたの命や大切な人を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

〔問い合わせ〕柏江消防署 ☎（3480）0119



危險物  
安全週間

『危険物  
心のゆだんが  
事故のもと』

6月3日(日)から9日(土)は、**危険物安全週間**です。

危険物は、ガソリン、灯油などの燃料のほか、塗料、エアゾール製品、プラスチック、化学繊維の原料などに幅広く使用され、私たちの生活に欠かれないものとなっています。その一方で、エアゾール缶、カセットボンベに起因する火災件数はここ数年180件前後で、その約7割は室内での穴あけ等による廃

棄時のガス漏洩によるものです  
エアゾール缶等は「使い切つて  
穴を開けずに廃棄する」ように  
しましょう。

危険物を取り扱う事業所の方  
はもちろん、家庭の皆さんも危  
険物の安全な取り扱い、廃棄、  
保管方法や危険性について再認  
識し、危険物に関する事故や災  
害を防ぎましょう。

〔問い合わせ〕**狛江消防署** ☎（3480）0119

# 健康と衛生

## 健康診査

### ■3・4 カ月児健康診査

〔日時〕 6 月 20 日(水)受付時間は午後 1 時～1 時 30 分〔会場〕 あいとびあセンター 〔対象〕 2 月生まれの乳児〔持ち物〕 母子健康手帳・問診票・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕 健康課 ☎（3 4 8 8）1 1 8 1

## 検 診

### ■集団がん検診（7 ～ 9 月分）

〔日時〕▽女性 7 月 24 日(火)・27 日(金)・31 日(火)、8 月 2 日(木)・

8 日(水)・10 日(金)▽男性 7 月 26

日(木)・30 日(月)、8 月 1 日(水)・3 日(金)各日とも午前 8 時 30 分・9 時・9 時 30 分・10 時からの 4 回

〔検診内容〕 胃がん・肺がん・大腸がん検診、骨密度測定（骨密度測定は、70 歳までの女性の

み）〔会場〕 あいとびあセンター 〔対象〕 市内在住で男性 35 歳以上、女性 30 歳以上の方（会社等

で検診の機会のある方を除く）〔定員〕 各日 29 人〔申し込み〕 6 月 17 日(日)（消印有効）までに

往復はがき（1 人 1 枚）でお申し込みください（記入例参照）。6 月 28 日(木)午前 10 時からあ

いとびあセンターで公開抽選を行います。結果は、はがきでお知らせします。

※X 線検査があるため妊娠中の方は避けてください。 〔問い合わせ〕 健康課 ☎（3 4 8 8）1 1 8 1

## 予防接種

### ■急性灰白髄炎（ポリオ）予防接種

〔日時〕 6 月 25 日(月)・26 日(火)・27 日(水)〔会場〕 あいとびあセ

ンター 〔対象〕 生後 3 ～ 90 カ月未満（標準的な接種年齢は生後 3 ～ 18 カ月未満）〔持ち物〕 母子健康手帳・予診票

〔問い合わせ〕 健康課 ☎（3 4 8 8）1 1 8 1

## 教 室

### ■介護予防普及啓発事業「健康づくり教室」

〔日程・会場〕 6 月 15 日(金)こまえ正吉苑、18 日(月)谷戸橋地区セ

ンター、19 日(火)上和泉地域センター 〔時間〕 各回午後 1 時 30 分～3 時〔定員〕 各回先着 20 人

〔内容〕 体操と講話

〔申し込み・問い合わせ〕 4 日

(月)からこまえ正吉苑 ☎（5 4 3 8）2 5 2 2 へ。

### ■母子保健講演会「子どものことの発達と障害」

〔日時〕 6 月 25 日(月)午前 10 時～

正午〔会場〕 多摩府中保健所 〔対象〕 ダウン症や口唇口蓋裂

などの障がいによりここの心の配のある子ども（おおむね小学生ぐらいまで）の家族、関係者 〔定員〕 先着 80 人〔講師〕 中川信子さん（言語聴覚士）

## 健康相談

### ■毎月第 2・4 木曜日は国保加入者のための健康相談

〔日時〕 6 月 14 日(木)・28 日(木)午前 9 時 30 分～11 時 30 分〔会場〕

〔申し込み・問い合わせ〕 多摩府中保健所 ☎ 0 4 2（3 6 2）2 3 3 4 へ。

市役所 2 階フロアー 〔問い合わせ〕 保険年金課

### ■フロアー健康相談

〔日時〕 6 月 15 日(金)午前 9 時 30 分～11 時 30 分〔会場〕 あいとびあセンター

〔問い合わせ〕 健康課 ☎（3 4 8 8）1 1 8 1

### ■育児相談

〔日時〕 6 月 13 日(水)午前 9 時 30

分～11 時 30 分〔会場〕 あいとびあセンター 〔持ち物〕 母子健康手帳 〔問い合わせ〕 健康課 ☎（3 4 8 8）1 1 8 1

### ■歯科無料相談

〔日時〕 6 月 5 日(火)午後 1 時～2 時 30 分〔会場〕 あいとびあセ

ンター 〔問い合わせ〕 歯科医師会 ☎（3 4 8 8）7 7 1 1

## 6 月 4 日～10 日は「歯の衛生週間」です

ずっとずっといっしょがよいな自分の歯

市では、狛江市歯科医師会の協力により歯科健診等を無料で行っていますのでぜひご利用ください。

〔問い合わせ〕 健康課 ☎（3488）1181

### ▽幼児の歯科健診

むし歯予防教室に参加後、おおむね半年に 1 回歯科健診と予防処置を行います。

〔会場〕 あいとびあセンター

〔対象〕 1 ～ 4 歳未満の幼児

### ▽親子クッキング・ブラッシング教室

親子で料理を作り、歯科健診・フッ素塗布・ブラッシングを行います。詳しくは、広報こまえ 7 月 1 日号をご覧ください。

### ▽妊婦歯科健診

妊娠中のお母さん自身と生まれてくる赤ちゃんのためにもぜひ受けましょう。

〔会場〕 あいとびあセンター

〔対象〕 妊娠中の方

### ▽歯周疾患検診と改善事業

歯科検診と必要に応じて 3 回の指導を行います。

〔対象〕 検診の日に 40・50・60・70 歳の方

※左表の協力医療機関で予約の上、受診してください。

### ■歯科健診等協力医療機関

| 医療機関名        | 所在地         | 電話          |
|--------------|-------------|-------------|
| 早川 歯 科 医 院   | 和泉本町 1－2－9  | (3430) 5858 |
| しまの 歯 科 医 院  | 〃 1－5－2     | (3430) 5060 |
| 押尾 歯 科 医 院   | 〃 2－31－2    | (3480) 8039 |
| 松本 歯 科 医 院   | 〃 3－22－9－1  | (3480) 5511 |
| 大中 歯 科 医 院   | 中和泉 2－5－14  | (3489) 3905 |
| 和泉 歯 科 医 院   | 〃 5－14－1    | (3480) 3280 |
| 関谷 歯 科 医 院   | 〃 5－40－30   | (3488) 3345 |
| のむら 矯正 歯 科   | 東和泉 1－15－8  | (3488) 8882 |
| 塩谷 歯 科 医 院   | 〃 1－16－5    | (3480) 1967 |
| 佐藤 歯 科 クリニック | 〃 1－27－10   | (3489) 1990 |
| 岡本 歯 科 医 院   | 〃 3－3－15    | (5497) 1747 |
| 石川 歯 科 医 院   | 〃 3－12－2    | (3430) 4184 |
| 長谷川 歯 科 医 院  | 〃 4－3－7     | (3488) 5536 |
| 歯科鈴木クリニック    | 元和泉 1－4－9   | (3488) 8858 |
| 中村 歯 科 医 院   | 〃 2－13－5    | (3480) 1404 |
| 花井 歯 科 医 院   | 猪 方 3－26－11 | (3480) 8748 |
| たかはし 歯 科     | 〃 3－36－23   | (3430) 8855 |
| 萱嶋 歯 科 医 院   | 岩戸南 1－2－6   | (3488) 4747 |
| こうだ 歯 科 医 院  | 〃 2－1－10    | (3488) 2528 |
| 荒木 歯 科 医 院   | 〃 3－4－13    | (3489) 1694 |
| 久保田 歯 科 医 院  | 〃 3－8－7     | (3430) 1820 |
| 堀江 歯 科 医 院   | 岩戸北 1－17－20 | (3489) 3941 |
| なかつか 歯 科     | 〃 2－20－10   | (5438) 7233 |
| 津江 歯 科 医 院   | 〃 4－8－1     | (3480) 2501 |
| 島田 歯 科 医 院   | 〃 4－10－7    | (3489) 7272 |
| 青山 歯 科 医 院   | 東野川 1－2－12  | (3489) 1793 |
| 宮川 歯 科 クリニック | 〃 2－21－1    | (3430) 4182 |
| 杉田 歯 科 医 院   | 〃 3－1－6     | (3488) 3375 |
| 鈴木 歯 科 医 院   | 西野川 1－13－16 | (3489) 8068 |
| 松浦 歯 科 医 院   | 〃 3－8－3     | (3489) 2867 |

小児初期救急  
平日夜間診療

〔診療日〕 月～金曜日（当院の休診日は除く）

〔受付時間〕 午後 7 時～9 時 30 分

〔対象〕 15 歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診

○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」

☎（3 4 8 8）2 0 6 1

休日診療

〔診療日〕 3 日・10 日・17 日・24 日

〔受付時間〕 午前 9 時～11 時 30 分・午後 1 時～4 時 30 分

〔会場〕 あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3 4 8 8）9 1 2 1

○休日歯科応急診療所

☎（3 4 8 8）9 1 7 1

○休日診療薬局

☎（3 4 8 8）1 5 1 9

24 時間  
医療機関案内



○狛江消防署

☎（3 4 8 0）0 1 1 9

○ひまわり

☎（5 2 7 2）0 3 0 3

インターネット http:

//www.himawari.m

etro.tokyo.jp/

# インフォメーション

催し

## ■農業ウォッチングラリー

〔日時〕7月7日(土)午前8時～午後1時(雨天決行)〔集合場所〕第三小学校〔対象〕市内在住者(小学生以下は保護者同伴)〔定員〕先着100人〔内容〕数カ所の畑をまわり農産物を収穫〔申し込み〕6月4日(月)から7日(木)までに産業生活課へ。〔問い合わせ〕JAマインズ粕江支店 ☎(3488) 3435

## ■「粕江水辺の楽校」6月行事

▽全国一斉水質調査に参加しませんか 〔日時〕3日(日)午前10時～正午、クルミ村集合〔講師〕出光恵さん〔持ち物〕筆記用具・水筒※草地を歩ける服装で。▽五本松水辺の楽校の観察路づくり 〔日時〕10日(日)午前10時～



オイカワ

でと靴(サンダルは不可)です。いずれも参加自由ですが、小学校低学年以下は親子で参加してください。天気が良ければ青空お弁当会も開きます。〔問い合わせ〕竹本 ☎(5761) 2844

## ■西河原映画会「初恋のきた道」(字幕 チャン・イーモウ監督

第50回ベルリン国際映画祭銀熊賞、お料理で初恋を伝える少女と青年教師が織り成す不思議に懐かしく、あまりにも鮮烈な感動を呼ぶラブストーリー

〔日時〕6月9日(土)午前10時・午後2時の2回上映(上映時間89分)〔会場〕西河原公民館〔入場〕無料〔問い合わせ〕西河原公民館 ☎(3480) 3201



お知らせ

## ■収納業務委託業者を装った不審電話にご注意ください

最近、国民年金被保険者の方へ、収納業務委託業者を装い、「社会保険庁から業務委託された者(委託業者名)ですが、年金の未納について電話をしています。あなたの名前と住所を教えてください」と電話をかけ、個人情報聞き出すとする不審電話が発生しています。

収納業務委託業者が、国民年金被保険者の方の名前や住所などを聞くことはありません。また、国民年金の納付に関するご案内をする際には、対象者以外に内容を伝えないように確認を徹底しています。

万が一、収納業務委託業者を名乗り、名前や住所などの個人情報聞き出すとする問い合わせがありましたら、その場で対応することなく社会保険事務所へ確認するなど十分にご注意ください。

## 〔問い合わせ〕保険年金課

## ■難病相談を再開します

毎月第1月曜日午前9時から正午に実施していた難病相談を一時休止していましたが、6月4日(月)から再開します。

## 〔問い合わせ〕社会福祉課

## ■青少年育成事業の補助金交付

青少年育成事業補助金交付要綱に基づき、活動援助の一部として、予算の範囲内で補助金を

交付します。

〔対象〕▽粕江市社会教育関係団体登録要綱に基づく登録団体としての要件を備えている団体であること▽青少年の育成が主たる目的である市内の団体から構成され、市内全域の青少年が参加の機会を有する連合組織であること〔補助対象費目〕報償費(謝礼金)・需用費(印刷関係・消耗品類)・役務費(通信運搬費)・使用料・賃料

〔申し込み・問い合わせ〕6月22日(金)までに所定の用紙に記入の上、社会教育課へ。

■水道なんでも相談、6月1日から7日は水道週間、水道に関するなんでも相談を行います。

〔日時〕6月5日(火)午前10時～午後3時〔会場〕市役所前市民ひろば※雨天中止

〔問い合わせ〕水道課 ☎(3480) 0202

■6月は就職差別解消促進週間、くなくそう就職差別、問われる企業と社会の人権感覚、

就職は、生活の安定確保や労働を通じた社会参加など、人間が幸せに生きていくうえで基本となるものです。このため、採用選考は応募者の適性と能力に基づき公正に行われなければなりません。しかしながら、就職差別につながる恐れのある身元調査事件や、面接時に本籍地や思想・信条等を聞いたといったことが起きています。

都では、就職差別を無くし、就職の機会均等を確保するため、東京労働局およびハローワーク

等と連携してさまざまな啓発活動を展開します。

▽人権啓発映画会 〔日時〕6月11日(月)午後2時30分～4時15分〔会場〕台東区生涯学習センター〔定員〕300人(事前申込制)〔映画〕「名前：それは燃えるいのち」、「企業に求められる人権意識とは?」、「夕映えのみち」

〔申し込み・問い合わせ〕(財)東京都人権啓発センター ☎(3876) 5372へ。

▽講演と映画の集い 〔日時〕6月26日(火)午後2時～4時〔会場〕みらい座いけぶくろ(豊島公会堂)〔定員〕先着400人(テーマ)人権尊重と企業の社会的責任〔講師〕永峰好美さん(株)プランタン銀座取締役〔映画〕「企業に求められる人権意識とは?」

〔問い合わせ〕東京都産業労働局労働環境課 ☎(5320) 4649

■6月は浸水対策強化月間、浸水ゼロ・安全・快適!下水道、

雨期に向かう6月を「浸水対策月間」と定め、下水道施設の安全性の確保と皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。

東京の雨が一目でわかるホームページ「東京アメッシュ」(http://tokyo-ame.jwa.or.jp/)

を公開していますのでご覧ください。

〔問い合わせ〕流域下水道本部 ☎042(527) 4828

## ■都立調布養護学校「学校公開」

〔日時〕6月5日(火)午前9時10

## 6月の古民家園

▽むいから子ども行事「かまどでご飯」 〔日時〕9日(土)午前10時～正午

〔対象〕小学校3年生以上〔定員〕15人〔内容〕かまどでご飯を炊いて、おにぎりにして食べます。

〔指導〕知見孝一さんほか▽粕江学・古老に聞く「岩戸の昔のくらし」 〔日時〕10日(日)午後2時～4時

〔対象〕一般(小学生は大人同伴)〔定員〕25人〔持ち物〕履物を入れる袋

▽「むいから民家園で聞く朗

読会」

〔日時〕16日(土)午後5時～6時45分〔定員〕先着50人

〔朗読〕「意気地なし」(藤沢周平作) 白井真木さん、「時雨のあと」(藤沢周平作) 佐藤昇さん

〔持ち物〕履物を入れる袋▽むいから子ども行事「コロコロ染め」 〔日時〕24日(日)午前9時30分～正午

〔対象〕子ども(幼児は保護者同伴)〔定員〕15人〔内容〕民家園に集合して近くの公園で自然観察を行い、民家園で集めた木の葉をローラーでコロコロ、和紙に染めてシオリなどを作ります。

〔指導〕山本八郎さん※定員のある行事は事前申し込みが必要で

す。〔申し込み・問い合わせ〕むいから民家園 ☎(3489) 8981(水・木曜日は休園)へ。



かまどでご飯

分、午後零時20分〔内容〕公開授業と全体説明会

〔問い合わせ〕都立調布養護学校 ☎042(487) 7221

## ■都立八王子盲学校「学校公開」

〔日時〕6月16日(土)午前8時40分～午後零時50分

〔問い合わせ〕都立八王子盲学校 ☎042(623) 3278

## ■都立府中養護学校「学校公開」

〔日時〕6月21日(木)午前9時20分～11時45分〔問い合わせ〕都立府中養護学校 ☎042(367) 2511

募 集

■くらしフェスタこまえ（第 34 回）  
泊江市みんなの消費生活展）  
実行委員

毎秋、暮らしの中の身のまわりのことを振り返って考え直す啓発イベントとして「消費生活展」を開催しています。今年度の開催に伴い、実行委員を募集します。

〔申し込み・問い合わせ〕6 月 13 日（水）までに産業生活課へ。

■遊びの会に参加しませんか

遊びの会は、障がいのある市内在住の子どもたちが、地域の中で有意義な休日をごせるよ

うにと始められた会です。障がい児のみの活動と、障がい児と通常学級に通う児童とが交流する合同活動を行っています。

〔日程・内容〕▽合同 6 月 9 日（土）タイル工作・9 月 22 日（土）音楽と室内ゲーム▽障がい児のみ

7 月 14 日（土）調理・29 日（月）プール（あいとぴあセンター）〔時間〕午前 10 時～11 時 30 分（29 日（日）のみ午後 1 時～3 時）〔会場〕第一小学校〔持ち物〕上履き

〔問い合わせ〕社会教育課

■非常勤職員

▽保育士〔勤務日時〕火・水曜 日午後 2 時～5 時および金曜 日午前 9 時 30 分～午後 1 時 30 分〔勤務場所〕子ども発達教室〔報酬〕〔募集人員〕1 人

住民交流友好都市山梨県小菅村で「第 21 回多摩源流まつり」が開催されました

5 月 4 日（例）に、昨年市と住民交流友好都市を結んだ山梨県小菅村で多摩源流まつりが開催され、市民約 50 人が、火



多摩川いかだレース実行委員会の桐林亨さん

また、祭りのフィナーレである松の木を積み上げた高さ 12 m のやぐらに松明を点火する「お松焼き」にも山伏に扮した市民が参加し、交流を深めました。

〔問い合わせ〕市民協働課

スポーツ

▽指導員〔勤務日時〕週 2 日 午前 9 時 15 分～午後 5 時〔勤務場所〕重度知的障害者通所訓練室「麦の穂」〔募集人員〕1 人 ※随時面接選考

品のはご遠慮ください〔参加費〕500 円

■元和泉市民テニスコート改修工事

調布都市計画道路 3・4・17 号線着工に伴い、10 月 22 日（月）から平成 20 年 3 月 31 日までの間、改修工事を行うため、コートは全面使用中止となりますのでご注意ください。

セミナー

■古布再生 T シャツからズボン作りと草履作り

〔日時〕▽ズボン作り 6 月 13 日（水）・14 日（木）▽草履作り 15 日（金）各日午前 10 時～午後 4 時（随時見学可）〔会場〕泊江市ビニ

各日 10 人〔持ち物〕▽ズボン作り 古 T シャツ（ポリエステルも可）4～5 枚・ミシン糸・3 cm 幅のゴム（ウエストサイズ分）

▽草履作り 綿シャツ 2 枚分を 4 cm 幅に裂いたもの▽各コース 共通 縫い糸・裁縫道具・裁ちばさみ・物差し・筆記用具※新

品の布はご遠慮ください〔参加費〕500 円

〔申し込み・問い合わせ〕4 日（月）から清掃課へ。

■文化財講演会「泊江古墳群が語るもの」土屋塚古墳出土土遺物指定の意義から

〔日時〕6 月 9 日（土）午後 2 時～4 時〔会場〕中央公民館〔定員〕先着 40 人〔内容〕今年 2 月に土屋塚古墳出土土遺物が市指定文化財に決定される根拠となった歴史的意義や、土屋塚古墳の調査から明らかにしてきた泊江古墳群の様相について再考します

〔講師〕木下正史さん（東京学芸大学名誉教授）

〔問い合わせ〕社会教育課

■ボイストレーニングも学ぶ歌唱教室基礎発声から楽しく歌いませんか

〔日時〕6 月 29 日（金）午後 1 時 30 分～3 時 30 分〔定員〕40 人〔講師〕小田章子さん（日本歌謡師範連盟講師）〔曲目〕最北航路

〔持ち物〕筆記用具（赤と黒）〔参加費〕300 円

〔申し込み・問い合わせ〕2 日（土）午前 9 時から上和泉地域センター ☎（3489）9101 へ。

■そば打ち教室

〔日時〕6 月 10 日（日）午前 10 時から〔対象〕成人〔定員〕先着 16 人〔講師〕廣田憲三さん〔持ち物〕エプロン・手拭きタオル・ふきん・三角巾〔参加費〕1,000 円

〔申し込み・問い合わせ〕4 日（月）午前 9 時から岩戸地域センター ☎（3488）7040 へ。

パソコン教室

〔日程・コース〕左表のとおり

〔時間〕午前 9 時～正午・午後 1 時～4 時〔対象〕市民〔定員〕16 人・（2）10 人（多数抽選）〔費用〕4,000 円（月 4 回）

|     | 月曜日                |                   |                 | 火曜日                |                  |             | 水曜日                 | 木曜日                |
|-----|--------------------|-------------------|-----------------|--------------------|------------------|-------------|---------------------|--------------------|
|     | 午前(1)              | 午前(2)             | 午後(1)           | 午前(1)              | 午前(2)            | 午後(1)       | 午前(1)               | 午前(1)              |
| 7 月 | C 1<br>メール・IT 基本   | B 1<br>ワード 1 文章入力 | D 1<br>デジカメ画像基本 | B 2<br>ワード 2 文書作成  | E 1<br>エクセル 1 基本 | A<br>入門から初級 | C 2<br>メール・IT 楽しい応用 | F 1<br>ワード活用文書作成   |
|     | 2 日・9 日・23 日・30 日  |                   |                 | 3 日・10 日・17 日・24 日 |                  |             | 4 日・11 日・18 日・25 日  | 5 日・12 日・19 日・26 日 |
| 8 月 | C 1<br>メール・IT 基本   | B 1<br>ワード 1 文章入力 | D 2<br>画像処理応用   | B 2<br>ワード 2 文書作成  | E 2<br>エクセル 2 応用 | A<br>入門から初級 | G<br>ブログ作成          | F 2<br>ワード活用画像取扱   |
|     | 6 日・13 日・20 日・27 日 |                   |                 | 7 日・14 日・21 日・28 日 |                  |             | 8 日・15 日・22 日・29 日  | 9 日・16 日・23 日・30 日 |
| 9 月 | C 1<br>メール・IT 基本   | B 1<br>ワード 1 文章入力 | D 1<br>デジカメ画像基本 | B 2<br>ワード 2 文書作成  | E 1<br>エクセル 1 基本 | A<br>入門から初級 | HP<br>ホームページ作成      | F 3<br>ワード活用表取扱    |
|     | 3 日・10 日・17 日・24 日 |                   |                 | 4 日・11 日・18 日・25 日 |                  |             | 5 日・12 日・19 日・26 日  | 6 日・13 日・20 日・27 日 |

推奨コース：A→B1→B2→F1→F2→F3/A→B1→C1→C2→G→HP/A→B1→D1→D2/A→B1→E1→E2 9 月 17 日（例）24 日（例）は休日の開催になります。

〔申し込み・問い合わせ〕6 月 8 日（金）（必着）までに往復はがき（1 コース 1 枚）に住所・氏名・年齢・電話番号・希望の月とコースを記入の上、〒201-0015 猪方 4-13-1 泊江市シルバー人材センター ☎（3488）6735 へ。

■初心者向けボランティアセミナー

〔日程・会場〕▽6 月 13 日（例）野川地域センター▽19 日（例）岩戸地域センター▽21 日（例）南部地域センター▽23 日（例）あいとぴあセンター〔時間〕午後 6 時 30 分～8 時（23 日（土）のみ午後 2 時～3 時 30 分）

〔申し込み・問い合わせ〕開催日前日までに、こまえボランティア・センター ☎（3488）0294、FAX（3430）9779 へ。

■応急手当講習会

▽新米パパママの応急手当講習会（毎月第 2 土曜日開催）〔日

時〕6 月 9 日（土）午前 10 時～正午〔対象〕1 歳未満の初めてのお子さんを持つ親〔定員〕10 組

〔内容〕赤ちゃんの病気やけがに対する応急手当、心肺蘇生等

マシバののための応急手当講習会〔日時〕6 月 16 日（土）午前 10 時～正午〔対象〕高齢者と一緒

に暮らしている方など〔定員〕30 人〔内容〕高齢者の病気やけがに対する応急手当、心肺蘇生等※両日とも要予約

以下は広告枠です

トーケン 今月の一口メモ 樹・木の耐久性

木材は適切な手入れで本来耐久性に富み、室内外環境、調和材としても非常に優れて長期使用に耐え、適しています。一方木材の劣化は取り巻く気象や住環境によって大きく異なり、木材の生物的劣化温度条件や腐朽菌やシロアリ対応、必要なチェック（保守管理）が大切です。東建ハウジングでは年一回の定期点検・チェックを 30 年間実施しています。

新築

住む人の安らぎを育む

リフォーム

自然素材の家づくり

日本の木は安心・安全・長持ち  
健康・快適生活に最適です。

住まいと暮らしの調和を創る

トーケンリフォーム

URL ▶ <http://www.token-h.co.jp/>



0120-565-321

●一級建築士事務所 ●建築・施工・監理



株式会社 東建ハウジング

東京都泊江市岩戸北 1-7-9 ☎03-3488-1001

info@token-h.co.jp

## エコルマホール主催公演

好評発売中

### ■晴れ渡る空に響く、情熱の音楽

オー・ソレ・ミオ／イタリア・ナポリターナ楽団

〔日時〕 6 月 24 日(日)午後 2 時開演

〔チケット〕 全席指定 4,000 円

〔曲目〕 サンタ・ルチア、帰れソレントへ、フニクリ・フニクラ／ほか

※未就学児不可



### ■エコルマこども劇場

みんなで歌おう & 忍たま乱太郎「宝探しは大変だ！」の段

〔日時〕 7 月 21 日(土)午後 2 時開演

〔チケット〕 全席指定 2,000 円

※ 3 歳以上は有料です。

※チケットぴあでは扱いません。



©NHK・尼子・SV

### ■林英哲アコースティックコンサート 2007

〔日時〕 8 月 3 日(金)午後 6 時 30 分開演

〔チケット〕 全席指定 4,500 円

※未就学児不可



エコルマホール窓口でのチケットの取り扱いは午前 9 時から午後 5 時まで（電話予約でも取り扱っています）。チケットぴあ、ミュージックショップ森のうた、小田急 OX 狛江店宝くじ売り場でもチケットを取り扱っています。

<http://www.ecorma-hall.jp/>

狛江市文化振興事業団 ☎ (3430) 4106

## 図書館

### ◎中央図書館

☎ (3488) 4414

■子どもおはなし会 6 月 20 日(水)・27 日(水)いずれも午後 3 時 30 分から（4 歳以上の子ども）

■親子で楽しむおはなし会 6 月 28 日(木)（0～1 歳の子どもと保護者）午前 10 時 30 分～10 時 45 分（2～3 歳の子どもと保護者）午前 11 時～11 時 20 分

### ◎西河原公民館

☎ (3480) 3201

■西河原おはなし会 〔時間〕各

回とも午後 3 時 45 分から▽6 月 14 日(木)〔絵本〕ピッツァぼうや〔おはなし〕ひなどりとなねこ〔工作〕ちちのひカード▽21 日(木)〔絵本〕ごんちゃんとうさぎさん・はっぱのおうち〔工作〕おきあがりこぼし▽28 日(木)〔絵本〕おじさんのかさ〔紙芝居〕かさくんのおさんぽ〔折り紙〕かさ

※7 日(木)は図書整理期間のためお休みです。

### ◎上和泉地域センター

☎ (3489) 9101

■上和泉おはなし会 〔時間〕各回とも 0 歳からの部午後 3 時 15 分から・4 歳からの部 3 時 45 分から▽6 月 4 日(月)〔絵本〕パンのかけらとちいさなあくま・花

さき山・しあわせのちいさなたまご・のはらのおみせ▽11 日(月)〔絵本〕ラチとライオン・だれかがパイをたべにきた・月のみはりばん

### ◎南部地域センター

☎ (3489) 2150

■なんぶおはなし会 〔日時〕6 月 15 日(金)午後 3 時 30 分から〔対象〕幼児・小学校低学年〔絵本〕きよだいなきよだいな〔紙芝居〕あめふりぼうず〔折り紙〕かさ



# 公民館事業年間予定

公民館は市民の皆さんの自主的な学習・文化活動を援助するとともに、各種講座等の事業を年間にならわたり展開していきます。具体的な内容や募集方法はその都度広報でお知らせします。

## 西河原公民館 ☎ (3480) 3201

■図書室（午前 10 時～午後 5 時。ただし、木曜日は午後 7 時まで）

図書や、ビデオ・DVD（6 月 13 日から）など視聴覚資料の貸し出しや、室内での閲覧・視聴もできます。

▽おはなし会（毎週木曜日）

小さな子どもたちが本に親しめるようなお楽しみ会です。

■いきいき子育てルーム

乳幼児とその保護者がゆつたりと交流できる場を提供します。

〔日程〕第 2・4 金曜日

■青少年女性体験教室

子どもたちの学校外でのさまざまな体験の広場です。

■女性セミナー

子育てのなかの暮らしや女性をめぐる諸課題を考えます。

▽女性セミナーⅠ

■成人学習事業（市民講座）

社会や文化にかかわる今日のテーマを取り上げます。

■高齢者学習事業

地域活動の契機となるよう、地域を知る学習を進めます。

▽西河原カレッジ専門コース

▽西河原カレッジ教養コース

■チャレンジ学級

障がいを持つ青年たちが仲間と集い、学び、遊び、くらしを広げ豊かにしていく活動です。

■国際交流事業「日本語教室」外国人市民の識字学習を中心に、日本の生活文化を学びます。

〔日程〕毎週土曜日

■市民劇場

▽西河原映画会

〔日程〕毎月第 2 土曜日

▽西河原クリスマスコンサート

〔日程〕12 月 15 日(土)

▽舞台講座

■こまえ市民大学

市民による運営委員会の企

## 中央公民館 ☎ (3488) 4411

■青少年事業（子どもの広場）

学校学年を越えた仲間づくりと、物を作り遊ぶ楽しみを学ぶとともに、地域に親しみ地域との触れ合いを深めます。

▽野外サークル

野外活動を通して自主性、連帯性を養います。

▽青年教室

青年たちが自主的活動のなかで仲間と生き方を見つけます。

■成人学習事業

▽市民セミナーⅠ

▽市民教養・趣味実用講座

■女性セミナー

暮らしのなかの女性を取り巻く問題を考えます。

▽女性セミナーⅡ

▽女性問題学習



昨年の「いべんと西河原」の様子



昨年の「中央公民館のつどい」の様子

以下は広告枠です

**ERA** は世界の不動産ネットワーク  
INAXシステム統合企業 住生活グループのメンバーです。

<http://www.kinuyama-fudosan.co.jp/>

パノラマ映像で室内をご覧いただけます

賃貸・売買・リフォーム・新築  
何なりとご相談下さい  
不動産の買い取りも行っています

売買のお客様 絹山不動産株式会社  
TEL 03-3480-5551

賃貸のお客様 アパット賃貸狛江北口店  
TEL 03-3480-5597

不動産部営業時間  
10:00～19:00 水曜定休

絹山不動産(株) 狛江市中和泉 1-1-3 都知事免許(8)第38761号

**住まいの情報館 狛江駅前みずほ銀行隣りにオープン！**  
見て、触って、体験できる住まいのショールーム

新築 修理 リフォーム バリアフリー 賃貸管理

東京都知事(2)第77918号  
(株)ELハウジングカンパニー 3488-8181(代)  
住まいの情報館 3488-5655

詳しくはお問い合わせを 東和泉4-8-1 (世田谷通り狛江高校交差点角)

狛江市まちづくり委員会

○設置目的 平成15年に施行した狛江市まちづくり条例（以下「条例」）の目的達成のため設置されています。

条例の目的は「安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築等に関する手続きを定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進すること」です。

○委員数 15人（うち、公募市民10人）

○会議開催頻度 年4～6回程度

○活動内容

▽地区まちづくり協議会の認定、計画書の作成、決定の答申 一定地区内の居住者等がまちづくりに関するルールを考え、提案し、市の計画として公定化します。

市は委員会に協議会の認定、出された提案をもとにした計画書の作成、決定について諮問します。

▽テーマ型まちづくり協議会への支援 まちづくりに関する一定のテーマについて検討

審議会特集 21

こまえを支える市民の力

を行い、提案する団体に対し、市は委員会に支援について諮問します。

▽調整会の開催 規模の大きな開発や建築事業等における事業者と近隣住民と市の話し合いを整理し、調整します。

▽表彰 市のまちづくりに著しく貢献したものに對し、市は委員会の意見を聞き表彰します。

▽まちづくりに関する提言 市民によるまちづくりの後押しをするために必要な提言を行います。

○現状の取り組み 条例の目的達成のため、表彰制度の活用を話し合っています。

〔問い合わせ〕計画課

消費生活相談コーナーから 8

◆新生活にひそむワナ（マルチ商法）◆

「大学の先輩に誘われてネットワークビジネスの説明会に行きました。100万円稼げるなどの話を聞かされ、儲かると言われたので加入条件の商品を購入して入会し、商品代金は連れていかれた学生ローンから借りました。すぐに返せろと思っただけ、だれも話を聞いてくれず、友人から避けられるようになった。」

これは、連鎖販売取引（マルチ商法）というものです。身近な人から勧められるため断りにくく、若者が被害に遭うケースが多いです。多額の借金と商品の在庫を抱え、

人関係壊すことになりま

連鎖販売取引であれば契約日と商品の引渡し日のいずれか遅い方から20日間クーリング・オフができます。その期間を過ぎても平成16年11月以降の契約であれば、入会後1年以内で商品受け取り後90日以内の場合、一定の解約料を払って未使用商品を引き取ってもらうことが可能です。

また、未成年者の契約は取り消しが可能なケースがあります。契約時の勧誘方法に問題はなかったか検討することも必要でしょう。

販売のため  
に身近な人  
を勧誘して

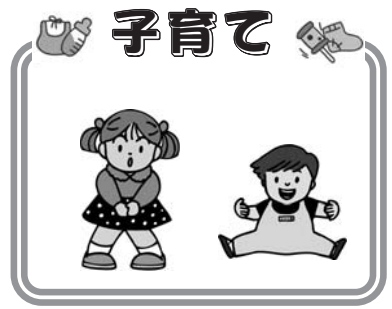
身近な人から勧められても  
しつかり断り、分らないものには手を出さないことです。  
簡単に儲かる話はありません。  
友人関係を壊す前に、消費生活相談コーナーで相談を受けてみましょう。



◆連鎖販売取引（マルチ商法）◆

販売組織の加入者が消費者に商品などを購入させて、その販売組織に加入させることによりマージンを得るしくみの商法

〔問い合わせ〕産業生活課



子育て

◎和泉児童館  
☎（3480）1441

■子ども服リサイクル（日時）6月18日（月）午前10時～正午 ※子ども服（90～130cm）の収集にご協力ください（16日（土）まで）。

◎おやつづくり「パイナップルゼリー」（日時）6月9日（土）午後2時～4時（定員）先着15人（参加費）100円（申し込み）2日（土）午後2時から窓口へ。

■スタッフタイム「キラキラバジづくり」（日時）6月15日（金）午後3時～5時（対象）小学生（幼児は保護者同伴可）

◎多摩川保育園  
☎042（483）4667

■アコーディオン演奏と読み聞かせと園庭開放（日時）6月14日（木）午前10時～11時（雨天中止）

■「おひさま」6月日程

| 園名                   | 日程               | 備考                   |
|----------------------|------------------|----------------------|
| 和泉保育園<br>☎（3480）0598 | 7日（木）<br>21日（木）  | 身体測定<br>—            |
| 藤塚保育園<br>☎（3489）2835 | 5日（火）<br>18日（月）  | わらべうた<br>身体測定・うた遊び   |
| 駒井保育園<br>☎（3480）9361 | 4日（月）<br>21日（木）  | 身体測定<br>—            |
| 駄倉保育園<br>☎（3489）5415 | 7日（木）<br>28日（木）  | 身体測定<br>わらべうた        |
| 宮前保育園<br>☎（3480）4448 | 4日（月）<br>18日（月）  | —<br>身体測定            |
| 三島保育園<br>☎（3488）3898 | 14日（木）<br>25日（月） | お店屋さんごっこ<br>誕生会・身体測定 |

◎市立保育園園庭開放「おひさま」～気軽に  
お越しください～

〔日程〕上表のとおり  
〔時間〕午前9時40分～11時（対象）市内在住の未就学児とその保護者（持ち物）着替え・タオル等※親子とも汚れてよい服装でお越しください（雨天中止）。

〔問い合わせ〕各園

◎岩戸児童センター  
☎（3489）5414

■折り紙タイム「7・8月の夏のカレンダー」（日時）6月21日（木）午後3時30分～5時（対象）小学生（定員）10人

◎子ども家庭支援センター  
☎（5438）6606

■すくすく測定（日時）6月4日（月）・5日（火）・8日（金）午前10時15分～11時15分、7日（木）午後2時～3時（対象）乳幼児親子（内容）乳幼児の身長・体重測定

◎狛江子どもの家  
☎（3488）1231

■園庭開放（日時）6月14日（木）午前10時～11時（雨天中止）

| 相談名            | 開催日と時間                                      | 相談員           | 申し込み等                                          |
|----------------|---------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------|
| 法律相談           | 毎週月・木曜日 午前9時～正午                             | 弁護士           | 事前予約制。相談日の1週間前から産業生活課で受け付け                     |
| カウンセリング・心の相談   | 6日（木）・20日（木） 午前9時～正午                        | カウンセラー        | 事前予約制。産業生活課で受け付け                               |
| 住宅相談           | 13日（木） 午後1時～4時                              | 建築士           |                                                |
| 相続相談           | 5日（火）・19日（火） 午後1時～4時<br>夜間相談 12日（火） 午後6時～8時 | 行政書士<br>調布支部  |                                                |
| 女性悩みごと相談       | 13日（木）・27日（木） 午前9時～正午                       | カウンセラー        |                                                |
| 交通事故相談         | 19日（火） 午後1時～4時                              | 弁護士           | 午後1時から産業生活課で受け付け（2人以上の場合は順番を抽選）定員6人※夜間相談は事前予約制 |
| 不動産取引相談        | 7日（木） 午後1時～4時                               | 宅地建物取引業協会     |                                                |
| 登記相談           | 11日（月） 午後1時～4時<br>夜間相談 25日（月） 午後6時～8時       | 司法書士<br>調布支部  |                                                |
| 人権身の上相談        | 21日（木） 午後1時～4時                              | 人権擁護委員        |                                                |
| 行政相談           | 15日（金） 午後1時～4時                              | 行政相談委員        | 元金融・生命保険事務経験者                                  |
| 土地家屋調査測量表示登記相談 | 28日（木） 午後1時～4時                              | 土地家屋調査士会      |                                                |
| ライフプラン総合相談     | 4日（月） 午後1時～4時                               | 元金融・生命保険事務経験者 |                                                |



6月の市民相談

| 相談名       | 開催日と時間                    | 相談員                                | 申し込み等                         |
|-----------|---------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 税務相談      | 14日（木） 午後1時～4時            | 東京税理士会<br>武蔵府中支部                   | 事前予約制。産業生活課で受け付け              |
|           | 毎週木曜日 午前10時～正午<br>午後1時～4時 | 東京税理士会<br>武蔵府中支部                   | 事前予約制。会場は同支部<br>☎042（488）5550 |
| 消費生活相談    | 月～金曜日 午前10時～午後4時          | 消費生活相談員                            | 産業生活課（午後3時まで受け付け）             |
| 更生保護相談    | 27日（木） 午前10時～午後3時         | 保護司                                | 2階第1市民相談室へ                    |
| 難病者相談     | 4日（月） 午前9時～正午             | 難病者相談員                             | 直接2階第2市民相談室へ                  |
| 聴覚障がい者相談  | 毎月第2水曜日 午前9時～正午           | 手話通訳士                              | 福祉総合相談窓口                      |
| 母子・女性相談   | 月～金曜日 午前9時～午後4時           | 母子自立支援員                            |                               |
| 介護保険相談    | 毎月第1・3金曜日 午後1時～4時         | 介護保険相談員                            |                               |
| 教育相談      | 月～金曜日 午前9時～午後4時           | 教育相談員                              | 狛江市教育研究所<br>☎（3430）6655へ      |
| 年金相談      | 毎週月・水・金曜日 午前9時～午後4時       | 社会保険労務士                            | 直接保険年金課へ                      |
| 高齢者就業説明相談 | 毎月第3月曜日 午後1時30分           | 狛江市シルバー人材センター<br>☎（3488）6735※電話予約制 |                               |
| 市税納税相談    | 月～金曜日 午前8時30分～午後5時        | 収納課（市役所2階8番窓口）                     |                               |